

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【14】」

2. 日時：令和3年4月7日 14時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、

安田主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他30名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○新固縛装置のスリップ張力の設定において、実証試験の結果のばらつきをどのように考慮しているのか説明すること。

○緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリアにおいて火災が発生した場合に煙が充満しないかどうか、一部の火災区画を代表して評価を行っているが、その代表性について開口部の寸法等を踏まえ具体的に説明すること。

○今回申請の申請対象である可搬型重大事故等対処設備について、複数個所に分散配置する目的を説明すること。

○設計基準対象施設としての緊急時対策所に係る設計上の考慮事項について整理して説明すること。

○湧水サンプンプの故障等により地下水位が上昇した場合の基礎の耐震性について説明すること。

○第4号機に係る申請について、申請範囲等を整理して説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

・資料1 説明事項リスト

・資料2 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】

以上